

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
流動資産	3,957,991	流動負債	1,518,209
現金・預金	1,088,332	工事未払金	1,120,691
預け金	873,515	未払金	23,800
完成工事未収入金	992,059	未払費用	27,869
兼業事業未収入金	771,715	未払消費税	41,577
未成工事支出金	223,631	未払法人税等	98,624
前払費用	4,251	未成工事受入金	94,069
材料貯蔵品	3,718	短期リース債務	3,842
その他流動資産	766	賞与引当金	97,312
		工事損失引当金	6,516
		その他流動負債	3,906
固定資産	379,793	固定負債	342,438
有形固定資産	178,193	長期リース債務	4,079
建物	95,921	退職給付引当金	313,956
構築物	10,704	その他固定負債	24,402
機械装置	792		
車両運搬具	57,947		
工具・器具	3,983		
備品	1,792		
リース資産	7,051		
無形固定資産	6,635		
電話加入権	3,804	負債合計	1,860,647
ソフトウェア	2,831	純資産の部	千円
投資その他の資産	194,963	株主資本	2,477,137
投資有価証券	3,000	資本金	50,000
長期繰延税金資産	167,108	資本剰余金	10,000
差入敷金	1,450	利益剰余金	2,417,137
その他投資等	23,404	利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,404,637
		別途積立金	198,035
		繰越利益剰余金	2,206,602
		純資産合計	2,477,137
資産合計	4,337,784	負債・純資産合計	4,337,784

個別注記表

自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）
なお、当期末の満期保有目的の債券の保有はございません。
- 関連会社株式 ……移動平均法による原価法
なお、当期末の関連会社株式の保有はございません。
- その他有価証券
市場価格のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)
なお、当期末の市場価格のあるその他有価証券の保有はございません。
- 市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 未成工事支出金 ……個別法による原価法
材料貯蔵品 ……最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、建物以外は定率法を採用しております。
ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

ソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 ……債権の貸倒損失に備えるため、全ての債権について個別に債権の回収可能性を検討して必要額を計上しております。
なお、当期の貸倒引当金の計上はございません。
- ②賞与引当金 ……従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③完成工事補償引当金 ……完成工事にかかる瑕疵担保等の費用に充てるため、実績繰入率による将来の見積補償額を計上しております。
なお、当期の見積補償額はございません。
- ④工事損失引当金 ……受注工事の損失に備えるため、損失の発生が見込まれかつその金額を合理的に見積もることのできる工事についてはその見積額を計上しております。
- ⑤退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき、計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。